

覚えておきたい 日本国憲法 ②

空らんにあてはまる語句を書き入れなさい。

- 第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない（ **永久の権利** ）として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 第14条 ① すべての国民は、（ **法の下** ）に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 第54条 ① 衆議院が解散されたときは、解散の日から（ **40** ）日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から（ **30** ）日以内に、（ **国会** ）を召集しなければならない。
- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、（ **参議院の緊急** ）集会を求めることができる。
- 第59条 ② 衆議院で可決し、（ **参議院** ）でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の（ **3分の2** ）以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- 第68条 ① 内閣総理大臣は、（ **国務大臣** ）を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- ② 内閣総理大臣は、任意に（ **国務大臣** ）を（ **罷免** ）する事ができる。
- 第69条 内閣は、衆議院で（ **不信任** ）の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、（ **10** ）日以内に衆議院が解散されない限り、（ **総辞職** ）をしなければならない。
- 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で（ **条例** ）を制定することができる。